

○国家公安委員会規則第十一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第一号、第五条第五項（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）、第九条第十八号、第十二条の五第二項第二号、第十五条第四項及び第十五条の二第五項、同法第十五条の二第八項及び第九項、第十五条の四第二項、第三十条の八第四項及び第五項並びに第三十条の十二第二項において準用する同法第七条第一項及び第三項並びに同法第三十条の十一第三項、第三十二条の三第九項、第三十三条第一項、第三十四条第六項（同法第三十五条第五項において準用する場合を含む。）、第三十六条第三項、第三十九条の二第一項及び第四十五条並びに警察法施行令（昭和二十九年政令第五百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月十七日

国家公安委員会委員長 小平 忠正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「使用制限」を「使用制限等」に、「第二十一条」を「第二十一条の十一」に、「第二十九条」を「第二十六条」に、「第三十条―第三十二条」を「第二十七条・第二十八条」に、

「第三節 損

第四節 暴

害賠償請求等の妨害の規制（第三十二条の二―第三十二条の四）

「第三節 損害賠償請求等の妨害

力行為の賞揚等の規制（第三十二条の五）

」を
第四章の二 特定危険指定暴力団

の規制（第二十九条）

に、「第三十九条」を「第三十八条」に、「第四十条―

等の指定等（第三十条―第三十二条の九）」

第四十二条」を「第三十九条―第四十一条」に、「第四十三条―第四十五条」を「第四十二条―第四十四

条」に、「第四十六条」を「第四十五条」に改める。

第一条中第五十四号を第五十七号とし、第五十三号を第五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪

第一条中第五十二号を第五十四号とし、第四十八号から第五十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八十条第一号、第二号（第九条第一項及び第十一条第三項に係る部分に限る。）又は第三号（第十四条に係る部分に限る。）に規定する罪

第一条中第四十六号を第四十七号とし、第三十二号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九条第二号若しくは第三号又は第五十三条の二第二号に規定する罪

第一条に次の一号を加える。

五十八 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七十七条第二号（第三十七条に係る部分に限る。）、第五号若しくは第六号、第九号第八号、第一百零二条第二号（第三十八条第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第一百零四条第一号（第四十一条第一項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第七十七条に係る部分に限る。）、に規定する罪

第五条第一号中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第四号中「指定番号及び」を「指定に係る番号（以下「指定番号」という。）、及び」に改める。

第十二条中「第九条第六号の二及び第十三号」を「第九条第七号及び第十九号」に改める。

第十三条を次のように改める。

（暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設）

第十三条 法第九条第十八号の国家公安委員会規則で定める施設は、ホテル又は旅館（専ら宿泊の用に供される部分を除く。）、斎場（火葬場が設けられている場合にあつては、火葬場を除く。）及びゴルフ場とする。

第十三条の二中「第十二条の五第二項第一号」を「第十二条の五第二項第二号」に改め、同条に次の一

号を加える。

十六 犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第三項までに規定する罪

第十四条第一項第四号中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に、「第二十七条第十号及び第二十九条」を「第二十四条第十号及び第二十六条」に、「第三十二条の二第二項第八号」を「第三十二条の三第二項第八号」に改め、同条第二項中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改める。

第十五条第八号中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第十六条第三項中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改める。

第十七条第二項中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改める。

第十九条第一項中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に改め、同条第二項中「別記様式第十三号」を「別記様式第十一号」に改め、同条第三項中「別記様式第十四号」を「別記様式第十二号」に改める。

第三章の章名中「使用制限」を「使用制限等」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「（事務所の使用制限の命令に係る標章）」に改め、同条中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に、「別記様式第十七号」を「別記様式第十三号」に改め、第三章中同条を第二十条とし、同条の次に次の十一条を加える。

（特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知）

第二十一条 公安委員会は、法第十五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この章、第三十六条第一項第六号及び第三十九条において同じ。）の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

（特定抗争指定暴力団等の指定に係る標章）

第二十一条の二 法第十五条の二第五項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十五号のとおりにする。

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る公示事項)

第二十一条の三 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 指定に係る指定暴力団等の名称
- 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 五 法第十五条の二第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
- 六 指定の期限
- 七 指定の根拠となる適用法条

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項)

第二十一条の四 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 指定をした旨
- 二 指定に係る指定暴力団等の名称
- 三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域
- 七 指定をした理由
- 八 指定をした年月日
- 九 指定の期限

(特定抗争指定暴力団等の指定に係る通知の方法)

第二十一条の五 法第十五条の二第八項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

(警戒区域の変更に係る公示事項)

第二十一条の六 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（法第十五条の二第一項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称

二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地

三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日

六 変更後の警戒区域

（警戒区域の変更に係る通知すべき事項）

第二十一条の七 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

一 警戒区域を変更した旨

- 二 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 三 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 七 変更後の警戒区域
- 八 警戒区域を変更した理由
- 九 警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)

第二十一条の八 法第十五条の二第九項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)

第二十一条の九 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号
- 五 指定をした年月日

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)

第二十一条の十 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める

事項は、次のとおりとする。

- 一 指定を取り消した旨
- 二 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の名称
- 三 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

五 指定の取消しに係る特定抗争指定暴力団等の指定番号

六 指定を取り消した年月日

(特定抗争指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)

第二十一条の十一 法第十五条の四第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第二十二条第六号中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第二十四条から第二十六条までを削る。

第二十七条第十号中「第三十二条の二第二項第五号」を「第三十二条の三第二項第五号」に改め、同条を第二十四条とし、第二十八条を第二十五条とする。

第二十九条中「第二十七条各号」を「第二十四条各号」に改め、同条を第二十六条とし、第四章第二節中第三十条を第二十七条とし、第三十一条を第二十八条とする。

第三十二条を削り、第四章第三節中第三十二条の二を第二十九条とする。

第三十二条の三及び第三十二条の四を削る。

第四章第四節を削る。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定危険指定暴力団等の指定等

(特定危険指定暴力団等の指定の期限の延長に係る通知)

第三十条 公安委員会は、法第三十条の八第二項の規定により同条第一項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）の期限を延長したときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者に対し、その旨及び延長後の期限を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、別記様式第十四号の指定期限延長通知書を送達して行うものとする。

(特定危険指定暴力団等の指定に係る公示事項)

第三十一条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定に係る指定暴力団等の名称
- 二 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地

- 三 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 五 法第三十条の八第一項に規定する警戒区域（以下この章において単に「警戒区域」という。）
- 六 指定の期限

（特定危険指定暴力団等の指定に係る通知すべき事項）

第三十二条 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定をした旨
- 二 指定に係る指定暴力団等の名称
- 三 指定に係る指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定に係る指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定に係る指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域

七 指定をした理由

八 指定をした年月日

九 指定の期限

(特定危険指定暴力団等の指定に係る通知の方法)

第三十二条の二 法第三十条の八第四項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十六号の指定通知書を送達して行うものとする。

(警戒区域の変更に係る公示事項)

第三十二条の三 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（法第三十条の八第一項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。以下同じ。）の名称
- 二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所

- 四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 五 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 六 変更後の警戒区域

(警戒区域の変更に係る通知すべき事項)

第三十二条の四 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 警戒区域を変更した旨
- 二 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の名称
- 三 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 六 警戒区域の変更に係る指定をした年月日
- 七 変更後の警戒区域

八 警戒区域を変更した理由

九 警戒区域を変更した年月日

(警戒区域の変更に係る通知の方法)

第三十二条の五 法第三十条の八第五項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十七号の警戒区域変更通知書を送達して行うものとする。

(事務所の使用制限の命令に係る標章)

第三十二条の六 法第三十条の十一第三項の国家公安委員会規則で定める標章は、別記様式第十三号のとおりとする。

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る公示事項)

第三十二条の七 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称
- 二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地

- 三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 五 指定をした年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知すべき事項)

第三十二条の八 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 指定を取り消した旨
- 二 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の名称
- 三 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の主たる事務所の所在地
- 四 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等を代表する者の氏名及び住所
- 五 指定の取消しに係る特定危険指定暴力団等の指定番号
- 六 指定を取り消した年月日

(特定危険指定暴力団等の指定の取消しに係る通知の方法)

第三十二条の九 法第三十条の十二第二項において準用する法第七条第三項の規定による通知は、別記様式第十八号の指定取消通知書を送達して行うものとする。

第三十六条第一項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

九 事務所が法第三十条の十一第一項に規定する暴力行為に関し同項各号に掲げる用に供されていること又は供されるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

第三十六条第一項第四号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十五条の二第一項に規定する暴力行為が行われるおそれがあることを確認することが必要であるとき。

第三十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号と

して次の一号を加える。

一 事務所を使用していると認められる者について、法第三条又は第四条の規定による指定をするためその者が当該指定に係る暴力団の構成員であることその他必要な事項を確認することが必要であるとき。

第三十七条を削る。

第三十八条中「仮の命令」の下に「（法第三十五条第一項の規定による命令をいう。以下同じ。）」を加え、「別記様式第二十六号」を「別記様式第二十四号」に改め、第六章中同条を第三十七条とする。

第三十九条中「法第十五条第一項の規定に係る」を「次の各号に掲げる」に、「同条第三項の規定によりはり付けられた」を「当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。第四十五条において同じ。）の規定に係る仮の命令 法第十五条第四項の規定により貼り付けられた標章

二 法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 同条第三項の規定により貼り付けられた標章

第三十九条を第三十八条とする。

第四十条中「公安委員会は、指定」を「公安委員会は、法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）」に改め、第七章中同条を第三十九条とし、第四十一条を第四十条とし、第四十二条を第四十一条とする。

第四十三条中「別記様式第二十七号」を「別記様式第二十五号」に改め、第八章中同条を第四十二条とする。

第四十四条の表十一の項下欄に次の一号を加える。

九 暴力行為が法第十五条の二第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要

第四十四条の表十一の二の項中「第十五条第二項に規定する場合における暴力行為」を「第十五条第三項に規定する内部抗争」に改め、同項下欄に次の一号を加える。

十 暴力行為が法第十五条の二第四項において準用する同条第一項に規定する暴力行為であると認める場合には、その旨及びその理由の概要

第四十四条の表十一の四の項の次に次のように加える。

十一の五 法第三十条の八第一項に規定する暴力行為が発生したと認める場合

- 一 暴力行為を行い、又は暴力行為の要求若しくは依頼をしたと認められる指定暴力団員の所属する指定暴力団等の名称及び指定番号
- 二 暴力行為の概要
- 三 暴力行為が発生した年月日及び場所
- 四 指定暴力団員により暴力行為が行われたと認める場合には、当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別
- 五 指定暴力団員の要求又は依頼を受けた者により暴力行為が行われたと認める場合には、当該要求又は依頼を受けた者の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びに当該指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、

生年月日及び性別

六 暴力行為が指定暴力団員又はその要求若し

くは依頼を受けた者により行われたと認める

理由の概要

七 暴力行為が法第三十条の八第一項各号に掲

げる行為に関連して行われたものであると認

める理由の概要

第四十四条の表十二の項中「若しくは第三十条の五第一項」を、「第三十条の五第一項、第三十条の七第一項から第三項まで若しくは第三十条の十」に改め、同表十二の二の項中「法第十二条」の下に「若しくは第三十条の七第四項」を加え、同表十三の項中「同項後段」を「同条第二項」に、「よる同項」を「よる同条第一項」に改め、同表十三の二の項中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「同条第一項後段」を「同条第二項」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、同項の次に次のように加える。

<p>十三の三 法第十五条の二第一項の規定による指定（同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 指定に係る警戒区域</p> <p>三 指定をした年月日</p> <p>四 指定の期限</p> <p>五 指定をした理由の概要</p>
<p>十三の四 法第十五条の二第四項において準用する同条第一項の規定による指定（同条第四項において準用する同条第二項の規定による同条第四項において準用する同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 内部抗争に係る集団の実態</p> <p>三 指定に係る警戒区域</p> <p>四 指定をした年月日</p> <p>五 指定の期限</p> <p>六 指定をした理由の概要</p>

<p>十三の五 法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による同条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する警戒区域の変更をした場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等の名称及び指定番号 二 警戒区域の変更に係る指定をした年月日 三 変更後の警戒区域 四 警戒区域を変更した年月日 五 警戒区域を変更した理由の概要
<p>十三の六 法第三十条の八第一項の規定による指定（同条第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 指定に係る指定暴力団等の名称及び指定番号 二 指定に係る警戒区域 三 指定をした年月日 四 指定の期限 五 指定をした理由の概要
<p>十三の七 法第三十条の八第三項の規定による</p>	<ol style="list-style-type: none"> 一 警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団

<p>十三の八 法第三十条の十一第一項の規定による命令（同項の規定に係る仮の命令及び同条第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長を含む。）をした場合</p>	<p>同条第一項に規定する警戒区域の変更をした場合</p>
<p>一 命令を受けた指定暴力団員の本籍又は国籍、住所、氏名、生年月日及び性別並びにその所属する指定暴力団等の名称及び指定番号</p> <p>二 命令に係る事務所の所在地</p> <p>三 命令の内容</p> <p>四 命令をした年月日</p> <p>五 命令に係る期間</p>	<p>等の名称及び指定番号</p> <p>二 警戒区域の変更に係る指定をした年月日</p> <p>三 変更後の警戒区域</p> <p>四 警戒区域を変更した年月日</p> <p>五 警戒区域を変更した理由の概要</p>

第四十四条を第四十三条とする。

第四十五条の見出し中「官公署」を「官庁、公共団体その他の者」に改め、同条を第四十四条とする。
第九章中第四十六条の前に次の一条を加える。

(命令等の送達に係る書類)

第四十五条 法第三十九条の二第一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令 別記様式第二十六号の中止命令書

二 法第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二條第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第四項又は第三十条の十第二項の規定による命令 (法第十一条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十二條第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条又は第三十条の十第二項の規定 (第十号において「法第十一条第二

- 項等の規定」という。)に係る仮の命令を除く。) 別記様式第二十七号の再発防止命令書
- 三 法第十二条の四第二項の規定による指示 別記様式第二十八号の指示書
- 四 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定による命令(これらの規定に係る仮の命令を除く。次号において同じ。) 別記様式第二十九号の事務所使用制限命令書
- 五 法第十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長又は法第三十条の十一第二項の規定による同条第一項の規定による命令の期限の延長 別記様式第三十号の命令期限延長通知書
- 六 法第十八条第三項の規定による命令 別記様式第三十一号の少年脱退措置命令書
- 七 法第三十条の四の規定による命令(同条の規定に係る仮の命令を除く。) 別記様式第三十二号の請求妨害防止命令書
- 八 法第三十条の五第一項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を除く。) 別記様式第三十三号の賞揚等禁止命令書
- 九 法第三十条の七第二項の規定による命令(同項の規定に係る仮の命令を除く。) 別記様式第三十

四号の用心棒行為等防止命令書

十 法第十一条第二項等の規定に係る仮の命令 別記様式第三十五号の再発防止仮命令書

十一 法第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十六号の事務

所使用制限仮命令書

十二 法第三十条の四の規定に係る仮の命令 別記様式第三十七号の請求妨害防止仮命令書

十三 法第三十条の五第一項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十八号の賞揚等禁止仮命令書

十四 法第三十条の七第二項の規定に係る仮の命令 別記様式第三十九号の用心棒行為等防止仮命令書

第四十六条中「公安委員会が」の下に「法又は」を加える。

第四十八条の次に次の一条を加える。

(公示送達の方法)

第四十八条の二 法第四十一条及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令（平成三年政令第三百三十五号）第五条の規定により方面公安委員会が行う法の規定による命令又は指示に係る法第三十九条の二第二項の規定による公示送達（以下この条において単に「公示送達」という。）について

は、法第三十九条の二第三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

2 前項の規定は、法第四十二条第一項の規定により公安委員会が同項に規定する命令又は指示を警視総監又は道府県警察本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。

この場合において、前項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「警視庁又は道府県警察本部」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第四十二条第二項の規定により方面公安委員会が同条第一項に規定する命令又は指示を方面本部長に行わせる場合における当該命令又は指示に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該方面本部」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、法第四十二条第三項の規定により公安委員会が同項に規定する命令を警察署長に行わせる場合における当該命令に係る公示送達について準用する。この場合において、第一項中「当該方面公安委員会」とあるのは、「当該警察署」と読み替えるものとする。

別記様式第七号から別記様式第八号の二までを削る。

別記様式第九号中「別記様式第9号」を「別記様式第7号」に改め、同様式を別記様式第七号とする。
別記様式第十号中「別記様式第10号」を「別記様式第8号」に改め、同様式を別記様式第八号とする。
別記様式第十一号中「別記様式第11号」を「別記様式第9号」に改め、同様式を別記様式第九号とする。
別記様式第十二号中「別記様式第12号」を「別記様式第10号」に改め、同様式を別記様式第十号とする。
別記様式第十三号中「別記様式第13号」を「別記様式第11号」に改め、同様式を別記様式第十一号とする。
る。

別記様式第十四号中「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改め、同様式を別記様式第十二号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

この事務所を現に管理している指定暴力団員又は現に使用していた指定暴力団員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第15条第1項
第15条第3項において準用する同条第1項
第30条の11第1項
の規定により、この事務所について

使用制限

の命令を受けています。

期 間	年 月 日 から
	年 月 日 まで

公安委員会

この標章を損壊・汚損し、又は上記期間中に取り除くと処罰されます。

- 備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。
 2 「使用制限」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
 3 色彩は、「使用制限」の文字及び枠を赤色、その他の文字及び表を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
 7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

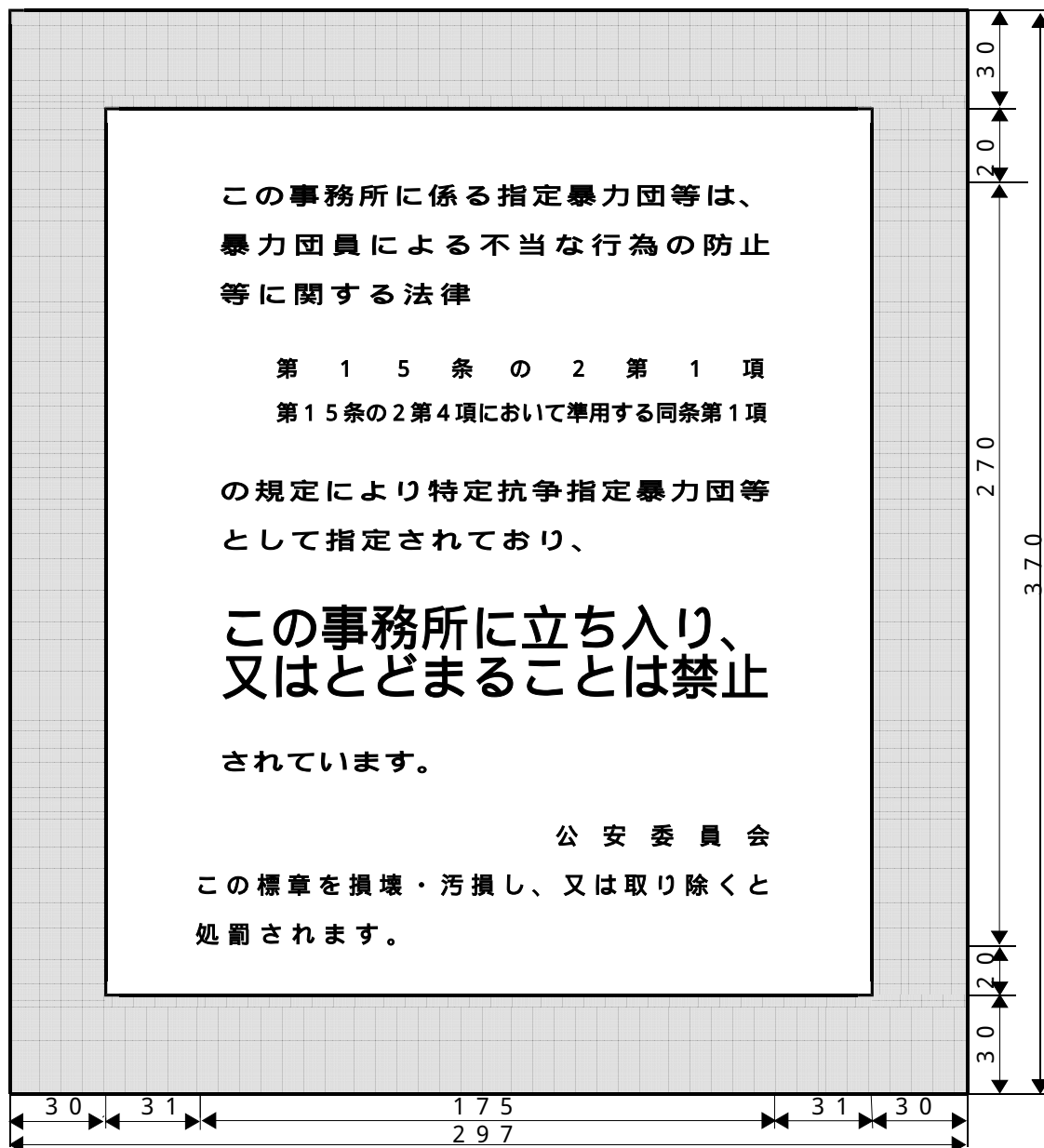
別記様式第14号（第21条、第30条関係）

<p>指定期限延長通知書</p>	<p>第 号</p> <p>年 月 日</p>
<p>殿</p>	<p>公安委員会 印</p>
<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第2項の規定により、指定通知書（第 年 月 日第 号）に係る</p>	<p>第 1 5 条 の 2 第 3 0 条 の 8</p>
<p>特定抗争指定暴力団等 特定危険指定暴力団等</p>	
<p>の指定の期限を延長したので、下記のとおり通知する。</p>	
<p>記</p>	
<p>延長後の 期限</p>	<p>年 月 日まで</p>
<p>期限を 延長する 理由</p>	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十五号から別記様式第十八号までを次のように改める。

別記様式第15号（第21条の2関係）



- 備考
- 1 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 2 「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」及び「公安委員会」の文字の書体は、ゴシックとする。
 - 3 色彩は、「この事務所に立ち入り、又はとどまることは禁止」の文字及び枠を赤色、その他の文字を黒色又は紺色、地を黄色又は白色とする。
 - 4 塗料は耐光性のものを用いるものとする。
 - 5 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。
 - 6 標章の材質は、容易に劣化しないものとする。
 - 7 裏面には、容易に剥がれない接着剤を塗布するものとする。
 - 8 事務所又はその付近の状況その他の事由により必要があると認める場合には、図示の寸法は、2分の1倍まで縮小し、又は2倍まで拡大することができる。

<p style="margin: 0;">指 定 通 知 書</p> <p style="margin: 0;">第 号</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">公安委員会 印</p>		
<p style="margin: 0;">下記指定暴力団等を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律</p> <p style="margin: 0;">第15条の2第1項 特定抗争指定暴力団等</p> <p style="margin: 0;">第15条の2第4項において準用する同条第1項の規定により 特定危険指定暴力団等</p> <p style="margin: 0;">第30条の8第1項</p> <p style="margin: 0;">として指定したので同法第15条の2第8項において準用する同法第7条第3項</p> <p style="margin: 0;">第30条の8第4項</p> <p style="margin: 0;">の規定により、下記のとおり通知する。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>		
指定に係る指定暴力団等	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	指 定 番 号	
	代表する者 又はこれに 代わるべき者	住 所 氏 名
警 戒 区 域		
指 定 を し た 年 月 日		年 月 日
指 定 の 期 限		年 月 日まで
指 定 を し た 理 由		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第17号（第21条の8、第32条の5関係）

警 戒 区 域 変 更 通 知 書		第 号
		年 月 日
殿		公安委員会 印
		第 1 5 条 の 2
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		第15条の2第4項におい
		第 3 0 条 の 8
第 3 項 第 3 項	て準用する同条第3項の規定により、指定通知書（ 年 月 日第	
号）に係る特定抗争指定暴力団等 特定危険指定暴力団等の指定に係る警戒区域を変更したので、		
同法第15条の2第9項 第30条の8第5項	において準用する同法第7条第3項の規定により、下	
記のとおり通知する。		
記		
指定暴力団等 警戒区域の変更に係る	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	指 定 番 号	
	代表する者 又はこれに 代わるべき者	住 所 氏 名
警戒区域の変更に係る 指定をした年月日		年 月 日
変更後の警戒区域		
変更した年月日		年 月 日
変更した理由		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第18号（第21条の11、第32条の9関係）

第 号		
指 定 取 消 通 知 書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 印		
特定抗争指定暴力団等 の指定を取り消したので、 特定危険指定暴力団等		
下記指定暴力団等に係る		
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		
第15条の4第2項 第30条の12第2項 において		
準用する同法第7条第3項の規定により、下記のとおり通知する。		
記		
指定の取消しに係る指定暴力団等	指定をした年月日	年 月 日
	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	指 定 番 号	
	代表する者 又はこれに 代わるべき者	住 所 氏 名
指定を取り消した年月日	年 月 日	

備考 1 不用の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第十九号中「~~辨28条~~」を「~~辨25条~~」に改める。

別記様式第十九号の二及び別記様式第十九号の三を削る。

別記様式第二十四号から別記様式第二十五号の三までを削る。

別記様式第二十六号中「別記様式第26号（第38条関係）」を「別記様式第24号（第37条関係）」に改め

、同様式を別記様式第二十四号とする。

別記様式第二十七号中「別記様式第27号（第43条関係）」を「別記様式第25号（第42条関係）」に改め

、同様式を別記様式第二十五号とし、同様式の次に次の十四様式を加える。

中 止 命 令 書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
		警察署長 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

再 発 防 止 命 令 書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
記		
命 令 の 内 容		

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

指 示 書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
		警察本部長 印
指 示 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条の4第2項の規定により、下記のとおり指示する。		
記		
指 示 の 内 容		

(2面)

指示をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事務所使用制限命令書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	管理 現に使用している 事務所の所在地	
<p>上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 1 5 条 第 1 項 第15条第3項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり命令 第 3 0 条 の 1 1 第 1 項 する。</p>		
記		
命 令 の 内 容		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第30号（第45条関係）

第 号	
命令期限延長通知書	
年 月 日	
殿	
公安委員会 印	
第 1 5 条	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条第3項において準	
第 3 0 条 の 1 1	
第 2 項	用する同条第2項の規定により、事務所使用制限命令書（ 年 月
第 2 項	第 2 項
日第 号）による命令の期限を、下記のとおり延長する。	
記	
命令の延長 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
期 限 を 延 長 す る 理 由	

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

少年脱退措置命令書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第18条第3項の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
記		
命 令 の 内 容		

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号		
請求妨害防止命令書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 印		
命令を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の4の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命令の内容		

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

賞 揚 等 禁 止 命 令 書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の5第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

用心棒行為等防止命令書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
命 令 を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
<p>上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の7第2項の規定により、下記のとおり命令する。</p>		
記		
命 令 の 内 容		

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

再 発 防 止 仮 命 令 書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
		警察本部長 印
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第 号		
事務所使用制限仮命令書		
年 月 日		
殿		
公安委員会 印		
警察本部長 印		
命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	現に管理している 使用 事務所の所在地	
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命 令 の 内 容		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

		第	号			
請求妨害防止仮命令書		年	月	日		
殿		公安委員会 印				
		警察本部長 印				
命令を 受ける者	本(国)籍					
	住 所					
	氏 名					
	生年月日	年	月	日		
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。						
記						
命令の内容						
命令の有効期間	年	月	日から	年	月	日まで

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

		第	号			
賞揚等禁止仮命令書		年	月	日		
殿		公安委員会 印				
		警察本部長 印				
命令を受ける者	本(国)籍					
	住所					
	氏名					
	生年月日	年	月	日		
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条第1項の規定により、下記のとおり命令する。						
記						
命令の内容						
命令の有効期間	年	月	日から	年	月	日まで

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

用心棒行為等防止仮命令書		第 号
殿		年 月 日
		公安委員会 印
		警察本部長 印
命令を 受ける者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
上記の者に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第35条 第1項の規定により、下記のとおり命令する。		
記		
命令の内容		
命令の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

(2面)

命令をする 理由	
-------------	--

- 備考
- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 2 不用の文字は、横線で消すこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則の一部改正)
正)

第二条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則(平成三年国家公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 当事者 次のイからトまでに掲げる意見聴取の区分に応じ、それぞれイからトまでに定める者をいう。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)第五条第一項の意見聴取 法第三条又は第四条の規定による指定に係る暴力団(法第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三十九条第一項において同じ。)を代表する者(代表する者が欠けている場合にあつては、これに代わるべき者。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。)

ロ 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第一項(同条第四項において準用する場合を含む。以下この号及び第十三条において同じ。)の規定による指

定に係る指定暴力団等（法第二条第五号に規定する指定暴力団等をいう。以下この号及び第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ハ 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第十五条の二第三項（同条第四項において準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定による法第十五条の二第二項に規定する警戒区域の変更に係る特定抗争指定暴力団等（同項に規定する特定抗争指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ニ 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第一項の規定による指定に係る指定暴力団等を代表する者

ホ 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取 法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更に係る特定危険指定暴力団等（同項に規定する特定危険指定暴力団等をいう。第三十九条第一項において同じ。）を代表する者

ヘ 法第三十四条第一項の意見聴取 同項に規定する命令に係る者

ト 法第三十五条第三項又は第四項の意見聴取 同条第一項の規定による命令（以下「仮の命令」と

いう。)を受けた者

第一条第四号中「係る暴力的要求行為」の下に「(法第二条第七号に規定する暴力的要求行為をいう。以下同じ。)」を、「した指定暴力団員」の下に「(法第九条に規定する指定暴力団員をいう。第十一条の二第一項において同じ。)」を加える。

第二条第一項中「第五条第一項」の下に「(法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項第一号において同じ。)」を加える。

第四条第一号中「又は補佐人」を「若しくは補佐人」に改める。

第五条第一項第一号中「第二十条若しくは第二十四条」を「第二十四条、第三十条の六第一項若しくは第三十条の九」に、「若しくは第三十条の五第一項」を、「第三十条の五第一項」に改め、「暴力行為」の下に「若しくは第三十条の八第一項各号に掲げる行為若しくは同項に規定する暴力行為」を加える。

第十条第一項第一号中「又は第二項」を「から第四項まで」に改め、同項第二号中「第十四条第三項」を「第十四条第五項」に改める。

第十一条の二第一項第一号中「第十四条第二項」を「第十四条第四項」に改める。

第十三条中「指定」を「指定等（法第三条、第四条、第十五条の二第一項若しくは第三十条の八第一項の規定による指定又は法第十五条の二第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更若しくは法第三十条の八第三項の規定による同条第一項に規定する警戒区域の変更をいう。第十九条第一項、第二十三条第一項第二号及び第四十条第一項において同じ。）」に改める。

第十四条第五項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、「十五日前までに、」の下に「法第十五条の二第八項若しくは第九項若しくは第三十条の八第四項若しくは第五項において準用する法第五条第一項又は」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の二の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第八項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第八項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第四項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第四項において準用する法第五条第二項の規定による通知

3 次の各号に掲げる通知は、別記様式第二号の三の意見聴取通知書を送達して行う。

一 法第十五条の二第九項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第十五条の二第九項において準用する法第五条第二項の規定による通知

二 法第三十条の八第五項において準用する法第五条第一項の意見聴取に係る法第三十条の八第五項において準用する法第五条第二項の規定による通知

第十五条第一項中「第五条第二項」の下に「（法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第十六条第一項中「第三項」を「第五項」に改める。

第十九条第一項及び第二十三条第一項第二号中「指定」を「指定等」に改める。

第二十六条中「第五条第一項ただし書」の下に「（法第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三十九条第一項中「第十四条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「に暴力団」を「に当該意

見聴取に係る暴力団、指定暴力団等又は特定抗争指定暴力団等若しくは特定危険指定暴力団等（以下この項において「暴力団等」という。）に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「含む。以下この項において同じ。」の下に「若しくは法第三十条の十一第一項」を加え、「第十四条第二項若しくは第三項」を「第十四条第四項若しくは第五項」に、「当該暴力団」を「当該暴力団等」に改める。

第四十条第一項中「指定」を「指定等」に改める。

別記様式第二号の次に次の二様式を加える。

別記様式第2号の2（第14条関係）

<p>意見聴取通知書</p> <p>第 号</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p style="text-align: right;">公安委員会 印</p> <p>下記の指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等に関する <small>法律第15条の2第4項において準用する同条第1項の規定による指定に係る 第15条の2第8項において準用する同法第5条第1項の意見聴取を下記 第30条の8第4項</small></p> <p>のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
<p>指定暴力団等</p>	<p>名 称</p> <p>主たる事務所の所在地</p> <p>指 定 番 号</p> <p>代表する者又はこれに代わるべき者</p>	<p>住 所</p> <p>氏 名</p>	
意見聴取の期日		年 月 日 時 分 から	
意見聴取の場所			
指定をしようとする理由			
警戒区域として定めようとする区域			
<p>備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の指定暴力団等を指定することができます。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。</p> <p>2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。</p> <p>3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の指定暴力団等の指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。</p>			

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号の3（第14条関係）

意見聴取通知書		第 号
		年 月 日
殿		公安委員会 印
下記の特定抗争指定暴力団等 特定危険指定暴力団等に対する暴力団員による不当な行為の防止等 第 1 5 条 の 2 第 3 項 に関する法律第15条の2第4項において準用する同条第3項の規定による警 第 3 0 条 の 8 第 3 項 戒区域の変更に係る同法第15条の2第9項において準用する同法第5条第1 第30条の8第5項 項の意見聴取を下記のとおり実施しますので出頭されるよう通知します。		
記		
指定 警戒区域 暴力団等 の 変更 に係る	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	指 定 番 号	
	代表する者又はこれに代わるべき者	住 所
	氏 名	
意見聴取の期日		年 月 日 時 分 から
意見聴取の場所		
警戒区域の変更をしようとする理由		
変更後の警戒区域		
備考 1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見聴取を行わないで上記の警戒区域の変更をすることがあります。あなたの地位を受け継いだ人についても同様です。 2 あなたが代理人を意見聴取に出頭させようとするときは代理人1人を選任し、意見聴取の期日までに代理人選任届出書を提出してください。 3 あなた又はあなたの代理人は、意見聴取において、上記の警戒区域の変更について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。		

- 備考 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 2 不要の文字は、横線で消すこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(暴力追放運動推進センターに関する規則の一部改正)

第三条 暴力追放運動推進センターに関する規則(平成三年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同項第二号中「第三十条の二第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に改め、同条第二項第五号中「第三十二条の二第二項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第一条の二中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に改め、同条第一号中「法第三十条の二第二項各号に掲げる事業(以下この条において「都道府県センターの事業」という。)」を「暴力追放事業」に改め、同条第二号及び第三号中「都道府県センターの事業」を「暴力追放事業」に改める。

第二条中「第三十二条の二第一項」を「第三十二条の三第一項」に、「前条第一項第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第四条中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第五条第一項中「別記様式」を「別記様式第一号」に改め、同条第二項中「第三十二条の二第一項第二

号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第六条中「第三十二条の二第一項第三号」を「第三十二条の三第一項第三号」に改め、同条第一号中「第三十二条の二第二項第三号、」を「第三十二条の三第二項第三号、」に改め、同号イ中「第三十二条の二第二項第三号」を「第三十二条の三第二項第三号」に改め、同号ロ中「第三十二条の二第二項第四号」を「第三十二条の三第二項第四号」に改め、同号ハ中「第三十二条の二第二項第五号」を「第三十二条の三第二項第五号」に改める。

第十条中「第三十二条の二第二項第七号」を「第三十二条の三第二項第七号」に改める。

第十一条第二号中「第三十二条の二第一項第二号」を「第三十二条の三第一項第二号」に改める。

第十四条中「第三十二条の二第六項」を「第三十二条の三第六項」に改める。

第十六条中「第三十二条の三第一項」を「第三十二条の四第一項」に、「第三十二条の二第二項各号」を「第三十二条の三第二項各号」に、「第三十二条の三第二項各号」に、「第三十二条の三第一項」に、「同条第一号中「法第三十二条の二第二項各号に掲げる事業」を「暴力追放事業」に、「第三十二条の二第六項」を「第三十二条の三第六項」に

、「第三十二条の三第三項」を「第三十二条の四第三項」に改める。

第十七条の見出し中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同条第一項中「フレキシブルディスク及び」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び」に、「フレキシブルディスク提出票」を「電磁的記録媒体提出票」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第一項の項番号を削る。

別記様式第二号中「フレキシブルディスク磁気記録媒体」を「電磁的記録媒体」に、「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改め、同様式の備考1中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に、「2枚」を「2」に改め、同様式の備考2中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

（聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

第四条 聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正す

る。

第一条第一項中「第五条第一項」の下に「（同法第十五条の二第八項及び第九項並びに第三十条の八第四項及び第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

第五条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の項中「第三十二条の三第三項」を「第三十二条の四第三項」に、「第三十二条の二第五項、第三十二条の三第三項」を「第三十二条の三第五項、第三十二条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二

十四年十月三十日) から施行する。